入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月8日

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長　新島　俊哉

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　01

1　調達内容

⑴　品目分類番号　51

⑵　購入等件名及び数量

①　【札幌地区】北海道森林管理局及び管内森林管理署官用自動車点検等業務（単価契約）

②　【室蘭地区】北海道森林管理局及び管内森林管理署官用自動車点検等業務（単価契約）

③　【旭川地区】北海道森林管理局及び管内森林管理（支）署官用自動車点検等業務（単価契約）

④　【北見地区】北海道森林管理局及び管内森林管理（支）署官用自動車点検等業務（単価契約）

⑤　【釧路地区】北海道森林管理局及び管内森林管理署官用自動車点検等業務（単価契約）

⑥　【帯広地区】北海道森林管理局及び管内森林管理（支）署官用自動車点検等業務（単価契約）

⑦　【函館地区】北海道森林管理局及び管内森林管理署官用自動車点検等業務（単価契約）

⑶　調達案件の仕様等　仕様書及び北海道森林管理局競争契約入札心得（以下、「入札心得」）による。

⑷　履行期限　平成31年３月29日

⑸　履行場所　請負者の自動車分解整備事業場等。

⑹　入札方法　入札者は上記１の⑵の件名ごとに入札価格を入札書に記載すること。なお、入札書には仕様書に示す点検等項目ごとの単価を記載した内訳表を添付すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている、北海道地域の競争参加有資格者であること。

⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑸　北海道森林管理局長から、物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成27年10月15日付け27北経第109号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒064―8537 北海道札幌市中央区宮の森３条７丁目70番　北海道森林管理局森林整備部資源活用第二課　佐藤　太一　電話011―622―5248

⑵　入札、開札の日時及び場所　平成30年７月３日午前10時　持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。（郵便による入札の受領期限については、平成30年７月２日午後５時上記３の⑴あて。）　北海道森林管理局３階大会議室

4　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、仕様書に記載された車両の点検等が可能であることを証する書類を平成30年７月２日午後５時までに上記３の⑴に示す場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び入札心得第７条の規定に違反した者の入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達案件を履行できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札心得による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiya Niijima, Director General of Hokkaido Regional Forest Office

⑵　Classification of the services to be procured : 51

⑶　Nature and quantity of the services to be required :

①　Car check business for Sapporo district, Hokkaido Regional Forest Office and Jurisdiction District Forest Office

②　Car check business for Muroran district, Hokkaido Regional Forest Office and Jurisdiction District Forest Office

③　Car check business for Asahikawa district, Hokkaido Regional Forest Office and Jurisdiction District Forest Office

④　Car check business for Kitami district, Hokkaido Regional Forest Office and Jurisdiction District Forest Office

⑤　Car check business for Kushiro district, Hokkaido Regional Forest Office and Jurisdiction District Forest Office

⑥　Car check business for Obihiro district, Hokkaido Regional Forest Office and Jurisdiction District Forest Office

⑦　Car check business for Hakodate district, Hokkaido Regional Forest Office and Jurisdiction District Forest Office

⑷　Fulfillment period : 29 March, 2019

⑸　Fulfillment place : Car resolution maintenance business establishments here contractor has chosen.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have the Grade “A”, “B”, “C” or “D” in terms of qualification “Provision of services” at Hokkaido area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2016, 2017 and 2018.

④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑤　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺　Time-limit for tender : 10 : 00, 3 July, 2018 (tenders submitted by mail : 17 : 00, 2 July, 2018)

⑻　Contact point for the notice : Taichi Sato, Second Forestry Product Use Promotion Division, Hokkaido Regional Forest Office, 3―7―70 Miyanomori, Chuo-ku, Sapporo city Hokkaido 064―8537 Japan. TEL 011―622―5248